



# 条例案等の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

令和元年12月2日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 4 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議第 6 5 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2
議第 6 6 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 6 7 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	6
議第 6 8 号	美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	7
議第 7 6 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に 関する協議について	8

〔議第64号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：1頁】

◎ 改正の概要

令和元年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和元年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.5月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和2年度からの期末手当の支給月数を平成30年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.5月とし、6月と12月支給分を均一化し、それぞれ2.25月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (H31.4.1時点)	改正後 (R1.12.1時点)	改正後 (R2.4.1時点)	引上げ分
6月期 支給割合	2.225月	2.225月	2.25月	
12月期 支給割合	2.225月	2.275月	2.25月	
合計	4.45月	4.5月		0.05月

◎ 施行期日等

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

第1条の規定については、令和元年12月1日から適用します。

〔議第65号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：3頁】

◎ 改正の概要

令和元年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和元年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.5月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和2年度からの期末手当の支給月数を平成30年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.5月とし、6月と12月支給分を均一化し、それぞれ2.25月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (H31.4.1時点)	改正後 (R1.12.1時点)	改正後 (R2.4.1時点)	引上げ分
6月期 支給割合	2.225月	2.225月	2.25月	
12月期 支給割合	2.225月	2.275月	2.25月	
合計	4.45月	4.5月		0.05月

◎ 施行期日等

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

第1条の規定については、令和元年12月1日から適用します。

◎ 改正の概要

令和元年8月7日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる等の所要の改正を行うものです。

【給与勧告の骨子】

- ① 民間給与との較差（0.09%・387円）を解消するため、給料表の水準を引き上げます。
- ② 民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分します。
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を引き上げます。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料水準の改定（第3条関係（別表第1））

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、給料表を大卒程度に係る初任給については1,500円、高卒者に係る初任給については2,000円引き上げます。30歳代半ばまでの職員が在籍する号給についても引上げを基本に改定します。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を現行の4.45月から4.50月に改定し、12月の勤勉手当に加算します。

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 住居手当の改定（第11条の3関係）

住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円とし、4,000円引き上げます。また、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げ28,000円とします。

(改正前)

家賃月額23,000円以下の場合 : 家賃月額-12,000円

家賃月額23,000円を超える場合 : (家賃月額-23,000円) /2+11,000円  
上限は27,000円

(改正後)

家賃月額27,000円以下の場合 : 家賃月額-16,000円

家賃月額27,000円を超える場合 : (家賃月額-27,000円) /2+11,000円  
上限は28,000円

### ○ 勤勉手当の引上げ (第21条関係)

支給月数を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を4.5月に改定します(現行4.45月)。引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、一般職の勤勉手当をそれぞれ0.95月とします。

【参考】 勤勉手当の見直し

区 分	現行 (H31.4.1時点)	改正後 (R1.12.1時点)	改正後 (R2.4.1時点)	引上げ分
6月期支給割合	0.925月	0.925月	0.95月	
12月期支給割合	0.925月	0.975月	0.95月	
合 計	1.85月	1.9月		0.05月

### ◎ 施行期日等

○ この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用します。

○ 第2条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている者のうち、次の号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給します。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第1項各号のい

れにも該当しないこととなる職員

- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

〔議第67号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
について

【議案書：14頁】

◎ 改正の概要

令和元年8月7日に行われた人事院勧告に基づき、給料表の水準を引き上げる等の所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料水準の改定（第7条関係（別表））

民間給与との較差を埋めるため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当の引上げ（第9条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、令和元年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、3.4月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第9条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、令和2年度からの期末手当の支給月数を平成30年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、3.4月とし、引上げ分については、6月と12月支給分を均一化し、それぞれ1.7月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (H31.4.1時点)	改正後 (R1.12.1時点)	改正後 (R2.4.1時点)	引上げ分
6月支給割合	1.675月	1.675月	1.7月	
12月支給割合	1.675月	1.725月	1.7月	
合 計	3.35月		3.4月	0.05月

◎ 施行期日等

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は平成31年4月1日から適用します。



〔議第 68 号〕

美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：16 頁】

◎ 改正の概要

国民健康保険料及び介護保険料の普通徴収に係る保険料については、仮算定（暫定賦課）として前々年分の合計所得金額等に基づき算定した額（4～6 月納期分）と本算定として前年分の合計所得金額等に基づき算定した額（7～翌 3 月納期分）が被保険者に賦課されている複雑な状況です。

保険料を市民に分かりやすいものとするため、仮算定を廃止し、保険料の額を本算定によるもののみとする条例改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 普通徴収の納期を年 12 回から 9 回とする改正（美濃加茂市国民健康保険条例第 28 条、美濃加茂市介護保険条例第 3 条関係）

	仮算定	本算定
改正前（12 回）	4～6 月（3 回）	7～翌 3 月（9 回）
改正後（9 回）	—	7～翌 3 月（9 回）

- 仮算定に係る規定の削除（美濃加茂市国民健康保険条例第 30 条・第 31 条、美濃加茂市介護保険条例第 5 条・第 6 条関係）

仮算定期間中の保険料の徴収等に係る規定を削除するものです。

◎ 施行期日等

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。
- 第 1 条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとします。
- 第 2 条の規定による改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとします。

〔議第 76 号〕

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜  
県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

【議案書：170頁】

◎ **議案の概要**

中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合から令和2年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合を脱退する旨の申し出があったため、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について協議するものです。

◎ **改正の内容**

中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合を別表から削ります。

◎ **施行期日**

この規約は令和2年4月1日から施行します。